

1 施策進行管理・評価票について

「施策進行管理・評価票」は、施策評価のツールとして活用しているもので、261の施策課題ごとに、施策の目標に対して、どれだけの成果が得られたか等について、施策課題所管課が作成し、配下の事務事業の所管課と調整の上、取りまとめたものです。

評価票の帳票イメージと記載内容の見方は、次のとおりとなります。

評価の対象となる施策課題の政策体系上の位置づけを示すコード(数字)を記載しています。

評価の対象となる施策課題名を記載しています。

帳票を作成した所管局課名(平成26年3月末時点)を記載しています。以後の組織整備により、直近の所管局課とは異なる場合があります。

〈基本情報〉			
施策課題	11101000 安全な地域社会の確立	作成課	市民・こども局市民生活部地域安全推進課
基本政策	安全で快適に暮らすまちづくり	政策の基本方向	暮らしの安全を守る
		基本施策	身近な安全の確保
関係課	教育委員会事務局学校教育部健康教育課、市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課		重点 ■

〈第3期実行計画(2011(H23)~2013(H25)年度)における施策の概要及び施策の目標〉

当該施策によって解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適に暮らすまちづくりを進める上で、防犯、交通安全、路上喫煙は大きな課題となっており対策が求められています。 ●社会状況が変化する中で、地域の安全確保に向けては、市民、地域団体、事業者、警察及び行政等の連携した取組が求められています。 ●犯罪被害者等が受けた被害の回復及びその後の二次的被害の防止等に対する支援が求められています。 ●防犯灯の不点灯を防止し設置効果を向上させることで犯罪被害の未然防止を図ります。 ●交通事故の更なる減少に向けた取組が求められています。 ●人ごみでの喫煙は非常に危険であり歩行者の安全確保に向けてマナーの一層の徹底を図ります。
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心まちづくり推進協議会を中心に地域団体や関係機関等の連携によるパトロールを実施するなど安全確保に向けた取組を進めます。 ●パトロールや住宅防犯診断を実施し地域犯罪抑制に向けた取組を推進します。 ●犯罪被害者等の相談に対し情報提供等を行うことで二次的被害の防止や支援等の役割を果たします。 ●長寿命で不点灯防止に有効で二酸化炭素排出量の削減効果も期待できるLED防犯灯の導入を推進します。 ●交通ルール遵守やマナー向上に向け地域や関係団体との連携による交通安全市民とともに事故被害者になりやすい幼児、児童、高齢者を対象として交通安全教室を開講し交通安全確保に向け交通危険箇所へ地域交通安全員を配置します。 ●路上喫煙防止キャンペーンや巡回を実施するとともに重点区域の拡大等の検討を進めます。 ●子育て支援・わくわくプラザ事業を実施し放課後の子どもの安全な居場所を確保します。
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の生命や健やかな生活を守るため、地域で発生する犯罪の認知件数の減少(前年比4.0%減)及び路上喫煙者の減少(喫煙者率0.12%)にそれぞれ1割の削減を目標とします。

〈成果の説明〉

解決すべき課題に対する当該年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした各種防犯活動の推進、防犯診断や青色防犯パトロールカーによるほぼ毎日のパトロールの実施等の結果、市内刑法犯認知件数が前年比1,419件減(10.9%減)の11,563件となりました。 ●各種媒体を活用して防犯診断、犯罪被害者等支援相談を周知するとともに区役所等で15回出張防犯相談コーナーを開設し、犯罪抑制や被害者支援の取組を進めました。防犯診断については、前年度の26件を上回る85件の実施となりました。 ●市民、地域団体、行政等が連携した年間を通じてのキャンペーン等の交通安全運動(市民総ぐるみ運動、各季の運動年4回、強化月間年2回)、幼児等を対象とした歩行教室や自転車教室等の交通安全教室(39,097名受講)及び高齢者向け交通安全啓発活動(19回)の実施等により、市内交通事故発生件数は前年比56件減の4,470件(1.2%減)となり12年連続で減少しました。 ●地域交通安全員を住民等の協力により昨年度比9箇所増の86箇所に配置しました。 ●キャンペーン活動など路上喫煙防止に向けた広報啓発活動を実施した結果、路上喫煙者の割合が0.08%に減少しました。 ●子育て支援・わくわくプラザ事業を実施し放課後の子どもの安全な居場所を確保しました。 ●LED防犯灯の補助灯数を拡充し設置促進を図った結果、町内会・自治会等の御理解御協力のもと、設置数は前年度の1,295灯を大幅に上回り2,902灯となりました。
--------------------	---

< 施策課題の評価区分 >

評価区分	内 容		
A	施策が順調に推進したものの	I	●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合
		II	●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合
B	<u>施策が一定程度推進したもの</u> ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合 ●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合		
C	<u>施策が推進していないもの</u> ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合 ●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合		

< 事務事業の達成状況区分 >

達成状況区分	内 容
I	<u>目標を大きく上回って達成</u> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
II	<u>目標を上回って達成</u> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
III	<u>目標をほぼ達成</u> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。
IV	<u>目標を下回った</u> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
V	<u>目標を大きく下回った</u> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

※施策進行管理・評価票における配下事務事業の達成状況区分は、計画策定当初の目標から変更していない事務事業と、目標を変更した、または新設した事務事業を区別せず、いずれも同じ I～V の区分で表記しています。